

# 意見・案等検討結果説明シート

整理番号	1
更新日時	令和3年3月17日

件名	各地区自治会や地域まちづくり団体等の相談窓口の強化で空き家バンク登録を増やす	現状と課題	空き家バンクの登録受付等について、各地区自治会等でも行っている空き家の紹介活動への対応に温度差がある。また、役場の窓口だけでは、相談に行きにくい方もいる。	主管課	企画財政課
				電話番号	0857-73-1412
提案内容（原文）	<p>(1)地区自治会や地域まちづくり団体等が空家所有者との間で身近にかつ機能的に相談対応が出来るように相談窓口の体制強化を行う。</p> <p>(2)自治会等の対応では役場との十分な連携のもと、</p> <p>①相談項目等チェック表作成 ②対応者の特定 ③情報管理の徹底 など制度としての仕組みを明確にする。</p> <p>(3)相談対応では雑草や庭木の蔓延り、空き家の老朽など空き家管理上での困り事の相談も関連して受ける。</p> <p>《期待される効果》</p> <p>(1)各地区自治会等は空き家を把握出来る身近な存在であり所有者への声掛けや相談の受け入れがしやすい。 (2)特に町外居住者には墓参り時等の機会を捉えての対応が可能となる。 (3)相談等で得た情報を役場に提供することで所有者への対応が捗り空き家バンクの登録増につながる。 (4)空き家管理上の困り事相談ではシルバー人材センターを紹介することで周辺環境悪化の防止にもつながる。</p>				
	検討結果	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 引き続き検討する <input checked="" type="checkbox"/> その他	検討結果	<p>空き家は私財であり、所有者による適切な管理が行われる必要があるものですが、空き家の増加がもたらす地域の空洞化や経年劣化等による倒壊などが懸念されます。これらを抑制するため、町では所有者や各地区自治会等のご理解・ご協力を頂き、空き家の利活用に取り組んでいるところです。空き家所有者や管理者から自治会等へ相談がありましたら、役場へ情報提供をいただきますようご協力ください。また、空き家管理上の困り事では、町が直接お手伝いできることは町が、それ以外のことについては、民間事業者によるサービスをご案内しています。引き続き、空き家の利活用を進めるとともに、所有者による適切な管理がなされるよう取り組みます。</p>	事業費
事業概要				財源内訳（千円）	
				一般財源	
				款	
				項	
				目	
			事業名		
			事業費	千円	
			財源内訳（千円）		
			一般財源		